

富里市耐震化緊急促進アクションプログラム

令和8年3月

富里市

1 目的

富里市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の耐震診断・改修における経済的負担の軽減を図るとともに、耐震診断・設計監理を行う建築士及び改修工事施工者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、市は住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力的に推進するため、富里市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富里市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3 対象住宅

平成12年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された主要構造部が木材であり、在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法による一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が建築物の全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。）で2階以下のものとします。

4 対象区域

対象区域は、富里市全域とします。

5 計画期間

令和8年4月1日から令和12年度までとします。

※富里市耐震改修促進計画の計画期間にあわせ、本アクションプログラムの計画期間を令和12年度までとしています。

6 取組内容

毎年度、下記の（1）～（4）の取組に関して、取組内容を設定するとともに、実施、達成状況を把握・検証・公表し、対策を進めます。

- （1） 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- （2） 耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- （3） 改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- （4） 耐震化の必要性に係る周知・普及

7 アクションプログラムの取組状況の公表

年度ごとに当該年度の取組内容、目標及び実績を市ホームページにて公表します。